

修正点について

- 1 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案

法の施行の日までに法附則第5条の規定による警察法の改正がその前提としていた国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案（第186回国会衆法第46号）附則第5条の規定による同法の改正が行われていないことに伴い、施行令案に附則第2項を新設するとともに、これに関連して、同案の制定文及び附則第1項について、技術的修正をしました。

- 2 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則案

章名、第27条第2項及び別記様式第11号について、技術的修正をしました。